

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「寄附等」を「寄附」に改める。

第四条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「関してされる寄附」の下に「又は次条第三項の規定により寄附とみなされる同項の政治資金パーティーの対価の支払」を加える。

第五条に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）の対価の支払は、寄附とみなす。

第八条の二中「（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。

これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同

じ。」を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払であり、政治活動に関する寄附となる旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

第八条の三中「政党から受けた政治活動」を「受けた選挙運動」に改め、同条第二号中「次条第一項第三号口」を「第九条第一項第三号口」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(政治団体の代表者の監督)

第八条の四 政治団体の代表者は、当該政治団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反することのないよう、当該政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

第九条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「第二十二条の六第二項」を「第二十二条の三第二項」に、「次条第一項及び第二項並びに」を「次条及び」に、「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するもの

であるときはその旨」を削り、同号二中「第二十二条の六第二項」を「第二十二条の三第二項」に改め、同号亦を削り、同号へ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち」及び「並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日」を削り、同号へを同号亦とし、同号亦の次に次のように加える。

へ機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

第九条第一項第一号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。
第十条第三項を削る。

第十二条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を削り、同号二中「第二十二条の六第二項」を「第二十二条の三第二項」に改め、同号亦を削り、同号へ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、」及び「並びに対価の支払をした

者の数」を削り、同号へを同号亦とし、同号亦の次に次のように加える。

△ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額
第十二条第一項第一号中ト及びチを削り、リをトとし、同号ヌ中「亦及びリ」を「へ及びト」に改め、同号ヌを同号チとし、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「。第十九条の四及び第十九条の五において同じ」を削り、「第一項第一号へからチまで」を「第一項第一号亦」に、「同号へからチまで」を「同号亦」に改める。

第十三条後段を削る。

第十六条第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第十八条第一項中「第九条第一項第一号リ」を「第九条第一項第一号チ」に、「亦及びチ」を「へ及びト」に、「第十二条第一項第一号ヌ」を「第十二条第一項第一号チ」に、「リの」を「トの」に改める。

第十八条の二第一項中「、第十六条第二項」を削り、同条第二項中「、寄附」とあるのは「当該政治資金パーティに係る対価の支払」とを削り、「すべて」を「全て」に改め、「、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と」を削り、「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、「、第二

十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」と「」を削る。

第十九条の三及び第十九条の四を次のように改める。

第十九条の三及び第十九条の四 削除

第十九条の五の前の見出し及び同条を削り、第十九条の五の二中「資金管理団体」の下に「第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含み、」を加え、同条を第十九条の五とし、同条に見出として「（資金管理団体の報告書の記載等）」を付する。

第十九条の十一第二項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十九条の十二及び第十九条の十六第二十項中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第十九条の十八第二項第一号中「第二十六条の六又は第二十六条の七」を「第二十六条の五又は第二十六条の六」に改める。

第二十条第一項中「十一月三十日」を「九月三十日」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の三を削る。

第五章の章名中「寄附等」を「寄附」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(団体の寄附の禁止)

第二十一条 法人その他の団体（政治団体を除く。次項において同じ。）は、政治活動に関する寄附又は寄附のあつせんをしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

第二十一条の二第二項を次のように改める。

2 何人も、前項の規定に違反する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

第二十一条の二に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の三第一項を次のように改める。

個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 千万円

二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 五百万円

第二十一条の三第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び」及び「特定寄附及び」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の三第五項を削る。

第二十二条第三項中「資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び」を削り、同条に次の一項を加える。

4 何人も、第一項又は第二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二条の二、第二十二条の三の前の見出し、同条及び第二十二条の四を削る。

第二十二条の五第一項中「（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第二十二条の二とし、同条の前に見出しとして「（寄附の質的制限等）」を付する。

第二十二条の六を第二十二条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の四 何人も、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書における第十二条第一項

第一号口の記載を免れる目的をもつて、各年中において、二以上の政治団体に対する政治活動に関する寄附をさせてはならない。

第二十二条の六の二第五項中「前条第五項」を「第二十二条の三第五項」に改め、同条を第二十二条の五

とし、第二十二条の七を第二十二条の六とする。

第二十二条の八を削る。

第二十二条の九の見出し中「又は政治資金パーティーの対価の支払」を削り、同条第一項中「若しくは受け、若しくは」を「若しくは受け、又は」に改め、「に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為」を削り、同項第一号中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第二百二十号）」を加え、同項第五号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同条を第二十二条の七とする。

第二十三条中「五年」を「七年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 第八条の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は）、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に、「会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」

という。」を「団体」に、「三年」を「五年」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十八条第三項若しくは第十九条の四」を「若しくは第十八条第三項」に改め、同条第四号及び第五号中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「七年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第十八条第四項又は第十九条の五」を「又は第十八条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十二条の三第一項の規定に違反して寄附をした者
- 二 第二十一条第一項の規定に違反して寄附のあつせんをした者
- 三 第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者
- 四 第二十一条第二項の規定に違反して寄附のあつせんすることを勧誘し、又は要求した者

五 第二十二条第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者

六 第二十二条の二第三項、第二十二条の二又は第二十二条の三第三項の規定に違反して寄附を受けた者
第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「一年」を「三年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号中「第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項若しくは第三項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十二条の二」を「第二十二条の三第三項又は第二十二条第四項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 第二十二条の四の規定に違反して寄附をさせた者

第二十六条の二及び第二十六条の三を削る。

第二十六条の四中「一に」を「いずれかに」に、「六月」を「一年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号中「第二十二条の七第一項」を「第二十二条の六第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十二条の九第一項」を「第二十二条の七第一項」に、「若しくは受け、若しくは」を「若しくは受け、又は」に改め、「に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為」を削り、同号を同条

第二号とし、同条第四号中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の七第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十六条の二とする。

第二十六条の五中「次の各号の一に該当する者」を「第二十二条の六第二項の規定に違反して寄附を集めた者」に改め、同条各号を削り、同条を第二十六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の四 政治団体の役職員若しくは構成員又は会計責任者が、第二十三条から第二十五条まで、第二十五条の二第一号（第二十一条第一項に係る部分を除く。）及び第三号から第六号まで、第二十六条第一号（第二十二条第一項に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十六条の二第一号及び第三号、

前条並びに第二十七条第二項本文の規定に違反する行為をした場合において、当該政治団体の代表者が第八条の四に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処する。この場合において、当該違反行為が同項本文の規定に係るものであるときは、同項ただし書の規定を準用する。

第二十六条の六を第二十六条の五とし、第二十六条の七を第二十六条の六とする。

第二十七条第一項中「、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び」を「及び第

二十四条から第二十六条の二まで並びにこれらの規定（第二十五条の二第一号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（第二十一条の三第一項及び第二十二条第二項に係る部分に限る。）並びに第二十六条の二第二号を除く。）の違反行為に係る」に、「禁錮^ニ」を「禁錮」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

第二十八条第一項中「第二十六条の五」を「第二十六条の四」に、「処せられた」を「処する確定裁判を受けた」に改め、「（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることとなるまでの間）」を削り、同条第二項中「、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二」を「から第二十六条の二まで」に、「禁錮^ニ」を「禁錮」に、「処せられた」を「処する確定裁判を受けた」に改め、「となるまでの間」の下に「（刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者については、その裁判が確定した日から五年間）」を加え、同条第三項中「若しくは刑の執行猶予中の期間」及び「若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間」を削る。

第二十八条の二中「第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の

四第三号」を「第二十五条の二第五号及び第六号、第一十六条第一号並びに第二十六条の二第二号」に、「第二十二条の六第四項」を「第二十二条の三第四項」に改める。

第二十八条の三第一項中「及び第二十六条から第二十六条の五まで」を「、第二十三条の二及び第二十五条の二から第二十六条の三まで」に改め、同条第二項中「第二十三条」の下に「及び第二十五条の二」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

第三十二条の三中「及び第十九条の三第二項」を削る。

第三十三条の二第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項第一号中「第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項）」を「第二十二条の三第五項（第二十二条の五第五項）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開催された政治資金パーティーの対価の支払については、なお従前の例による。

（収支報告書等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下この条において「新法」という。）第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合並びに新法第十八条第一項、第十八条の二第二項、第十九条の五及び第十九条の十の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定による同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日までに旧法第十六条第二項又は第十九条の三第二項の規定により保存すべき期間が満了していない旧法第十六条第二項又は第十九条の三第二項に規定する文書の保存については、なお従前の例による。

(収支報告書等に係る情報の公開に関する経過措置)

第五条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面に係る旧法第二十条の三に規定する開示の請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為並びに附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる政治資金パーティーの対価の支払に係る事項並びに附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二条第一項の規定による報告書及び旧法第十七条第一項の規定による報告書の記載及び提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

(政治資金規正法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項中「第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項）」を「第二十二条の三第五項（第二十二条の五第五項）」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十一条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一百五十二条のうち政治資金規正法第二十三条の改正規定中「禁錮^{こく}」を「禁錮」に改める。

第一百五十二条のうち政治資金規正法第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の改正規定中「、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮^{こく}」を「から第二十六条の二までの規定中「禁錮」に改める。

第一百五十二条のうち政治資金規正法第二十六条の七の改正規定中「第二十六条の七」を「第二十六条の六」に改める。

第一百五十二条のうち政治資金規正法第二十七条第一項の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定

中
「禁錮」^こ
を
「禁錮」
に改める。

理 由

議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。